

カラオケは生涯学習

2000.3.30  
VOLUME

2

Karaoke User Association

カラオケ使用者連盟は、生涯学習の場としての  
カラオケ施設利用の促進を行います。

我々カラオケ店は、日本が世界に誇る「カラオケ文化」発  
信の担い手です。今直面している問題、解決すべき問題を  
皆で団結して考えましょう。

発行/カラオケ使用者連盟  
〒141-0021 東京都目黒区上大崎2-24-11  
目黒西口マンション2号館503  
TEL 03-3495-5695 FAX 03-3495-5694

# カラオケが結ぶ文化の架橋!

両国の相互理解促進へ向け、中国・新華通訊社へカラオケ機器贈呈!

カラオケ使用者連盟のテーマのひとつである「カラオケ文化の推進」。その理  
念を実践する意味と、カラオケを通して日本文化の理解を他国へ深めてもら  
うとの想いから、中国全土へ日本のニュースを伝える新華通訊社東京分社へ  
連盟がカラオケ機器を贈呈しました。

「カラオケ使用者連盟」が中国国営新  
聞・新華通訊社東京分社に日中友好の  
証としてカラオケ機器を贈呈。贈呈式  
には、新華通訊社より王大軍社長はじ  
め記者の方々が多数ご出席され、当連  
盟からは毛塚理事長が参加いたしまし  
た。

これは中国国営の通信社「新華通訊  
社」東京分社の新社屋落成に因んで、



日本国内でカラオケの文化普及に努め  
る当連盟に中国側から要請のあったも  
の。当連盟としても中国における我国  
情報の発信の担い手である同社記者  
面々に、まずは身をもって日本の文化  
「カラオケ」を十分に理解してもらおう  
との意味合いから要請に応じました。

贈呈式当日、新華通訊社より毛塚理  
事長へ手渡された記念旗には「カラオケ  
文化を通して、日中両国互いに理解促進  
しよう!」と記され、挨拶に立った王社長  
は「報道人として日本の情報を正しく伝  
えるには、まずもって日本の文化を正し  
く理解しなければならぬ。一昔前は日  
本を理解するにはまず“サシミ”を食べ  
ることだったが、今は“カラオケ”を歌  
うこと。日本の文化であるカラオケを当



社駐在員も理解することによって、強い  
ては日本文化の正しい報道にも役立つ。  
日中相互理解へ向けた報道発信に、いた  
だいたカラオケを是非とも有効に活用し  
ていきたい」と述べられていました。

当連盟が贈り、新華通訊社社屋の多目  
的ホールに設置されたカラオケは、来  
たる21世紀のより強固な日中間相互理解  
促進に一役かうことになりそうです。

## お知らせ 著作権使用料の変更について

(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)著作物使用料規定が平成12年4月1日より一部変更になります。  
変更点について、我々カラオケ使用者にとって関係のある部分のみを抜粋してお知らせ致します。

●月額使用料(スナック、バー、料理屋、結婚会館等の広間)

現行

区分	面積	ビデオカラオケ	オーディオカラオケ
1	5坪まで	3,500	2,500
2	10坪まで	4,500	3,000
3	15坪まで	7,500	5,000
4	20坪まで	9,000	6,000
5	30坪まで	12,000	8,000
6	50坪まで	15,000	10,000

改訂(4月1日より適用)

区分	面積	改訂額
1	10坪まで	3,500
2	20坪まで	7,500
3	50坪まで	12,000

※改訂後は現行のビデオカラオケとオーディオカラオケの  
区分が廃止され、区分が3区分に統合されます。

※カラオケ歌謡室(カラオケボックスなど)の月額使用料については、今回変更ありません。改訂については当連盟も今後交渉して参ります  
が、当面は現在の使用料規定通りで、改訂はありません。

# カラオケ使用者連盟が文化庁に意見具申書を提出

前述の通り、4月1日よりJASRACの著作物使用料が変更となります。ただ、変更となる過程では、JASRAC側の変更案に疑問点も多く、当連盟と致しましては、変更案が官報に公告された段階で以下の意見具申を文化庁に対して行いました。尚、本意見具申は3月1日に開かれた著作権審議会の場でも取り扱われました。

文化庁長官

林田 英樹 殿

平成12年2月16日

カラオケ使用者連盟  
理事長 毛塚 昇之助

## 社団法人日本音楽著作権協会著作物使用料規程の一部変更要領 に関する意見具申書

当連盟は、平成12年1月20日付官報にて公告された「社団法人日本音楽著作権協会著作物使用料規程の一部変更要領」について、著作権二関スル仲介業務二関スル法律第3条第3項、著作権二関スル仲介業務二関スル法律施行規則第7条第4号に基づき、使用者団体としての立場より、下記の通り意見具申を行う。

### 記

#### 一、本意見具申に当たって

当連盟は、店舗内にカラオケ機器を設置したスナックやカラオケボックス他、カラオケ設置店舗による団体であり、換言すれば、カラオケ歌唱に伴う音楽著作物の利用に関して、社団法人日本音楽著作権協会との間で音楽著作物利用許諾契約を締結する立場にある使用者の団体である。したがって、カラオケ歌唱に伴う音楽著作物の使用者団体であると位置付けられ、著作権二関スル仲介業務二関スル法律施行規則第7条第4号という「著作物ヲ利用スル者ノ組織スル団体」に該当するものである。

上記の立場より本意見具申に及ぶ（なお、当連盟の概要については添付資料御参照）。

#### 二、問題点

##### 1. 使用用語の変更の根拠とその著作物使用料金額の不透明

今回の変更要領によると、従来の「オーディオカラオケによる歌唱」と「ビデオカラオケによる歌唱」が一括して「カラオケ伴奏による歌唱」という区別に置き変わった。しかしながら、平成10年1月1日の著作物使用料規程一部変更以前に存在した「ビデオグラムの上映に伴う歌唱」とその後これに替わって導入された「ビデオカラオケによる歌唱」との違いもこれまでも明確でなく、これら演奏権に加え上映権も発生するオーディオカラオケ以外の歌唱形態の著作物使用料の金額設定の根拠も明確でなかった（どのような理由により変更されたのか、その著作物使用料金額の対象とされる支分権が演奏権なのか上映権なのか、演奏権に加え上映権を含むものなのか、演奏権に加え上映権を含むものならはどのような割合で両者の配分が考えられているのか、何ら明らかでなかった）。

今回の変更要領において一括して称される「カラオケ伴奏による歌唱」への変更についても、「ビデオグラムの上映に伴う歌唱」及び「ビデオカラオケによる歌唱」の場合と同様の問題を含む。その変更の理由は何か、また、その著作物使用料金額の根拠は何か、その対象とされる支分権は演奏権であるのか、上映権であるのか、それとも演奏権に加え上映権を含むのか、いずれも明確でない。

今回の「カラオケ伴奏による歌唱」なる用語の導入に当たって、著作物使用料金額の根拠は何か、演奏権に加え上映権を含むものならはどのような割合で両者の配分が考えられているのか、旧来の「ビデオグラムの上映に伴う歌唱」及び「ビデオカラオケによる歌唱」において定められた金額とどのような関係にあるのか、旧来の両用語及びその著作物使用料金額との整合性はどのような形によって保たれているのか、上映を伴わないカラオケ伴奏による歌唱についてはどのような考えられているのか、それがビデオグラムの上映に伴う歌唱の著作物使用料金額と同様に設定されることが何故に正当視され得るのか、をそれぞれ明らかにすべきである。仮に演奏権が根拠となれば、著作物使用料金額の事実上値上げであり、容認できものではない。

カラオケ機器を設置し、事業を営む店舗業界の現状は、長期化する消費低迷やカラオケ離れの傾向に加え、業界内部の過当競争の結果、業界全体の景気はなお見通し困難な状況にある。このような実情からすると、著作物使用料の高額化はさらに各店舗の首を締め、閉業の恐れが強く、却って、徴収難を倍加させるおそれもある。このような経済情勢の下では、著作物使用料のなお一層の低額化、及び、広く深く徴収が可能な価格帯での料金設定が強く望まれる。

##### 2. 従量制の導入の検討

今回の変更要領においては、従来の規程と同様、著作物使用料は、宿泊定員数や座席数、又は宴会場においては客席面積又は宴会場面積に応じた月額使用料体系とされよう。しかしながら、本来、著作物使用料は、著作物の使用頻度ないし使用回数に応じて徴収されるべきものであり、店舗の規模、使用場所の面積等により徴収されるべきものではない。実際の使用頻度とは関わりのない規模、使用場所の面積等の基準を適用するのであれば、使用者の間に不公平感が生ずることは否めない。

当連盟としては、著作物の使用頻度に応じた従量制的な徴収を更に検討すべきと考えますが、もしそれが困難であるのなら、少なくとも、カラオケ機器1台当たりの使用料として設定すべきである。

##### 3. カラオケ歌唱室における著作物使用料の変更要領

今回の変更要領では社交場と並んでカラオケ歌唱に伴う音楽著作物の大きな利用業態であるカラオケボックス（カラオケ歌唱室、以下「カラオケボックス」という）の著作物使用料見直し置き去りにされている。

カラオケボックスについては、著作物使用料金額が定められた頃に比べて、現状は、売上げ並びにカラオケ機器の稼働率が著しく低迷しており、現行の著作物使用料金額では現状にそぐわない事態が生じている。また、そもそもカラオケボックスについての著作物使用料は社交場における客単価及びその収入額に応じた金額設定がそのまま準用された経緯があり、社交場1店舗と同水準の著作物使用料がカラオケボックスの1部屋当たり料金として妥当か否かを見直す必要もあると考えられる。加えてカラオケボックスは社交場に比べて管理率の割合も高く、カラオケボックスの著作物使用料の料金自体を見直す時期に来ている。このような実情からすると、今回、社交場のみにつき変更を行い、カラオケボックスについては何ら手を付けたいことは、バランスを欠くことは明らかである。

また、現行の著作物使用料規程ではカラオケボックスについて「オーディオカラオケによる歌唱」と「ビデオカラオケによる歌唱」が区別されており、仮に今回の変更要領が認可されれば、社交場及び宿泊施設のみ、「カラオケ伴奏による歌唱」なる用語に一括されることとなり、使用料規程の用語が統一性を欠き、現場において用語不統一に起因した混乱が生ずることが予想される。

##### 4. その他

今回の変更要領では「生演奏またはカラオケ伴奏による歌唱1曲10回使用時間5分までの使用料」との規定変更に見られるように、「生演奏」と「カラオケ伴奏」と「カラオケ伴奏による歌唱」が同列に置かれている。しかしながら、「生演奏」と「カラオケ伴奏による歌唱」とでは、その著作物使用の実質に差異が認められるものであって、両者を全く同列に置くことは妥当でない。何らかの形で、両者に軽重の差異を設けるべきである。

また「別表15」が新たに追加されているが、これまで存在しなかったこのような規程が何故唐突に加えられたのか、そして表中に明示される月額使用料がいくらかなる根拠にて設定されているのかについても不明確である。

##### 5. 当連盟との協議の機会の設定

このように、本変更要領には、問題点が多く認められるとともに、他方、社団法人日本音楽著作権協会は、カラオケ機器を設置する店舗会員を多数擁する当連盟との間で今回の著作物使用料規程変更に関して何らの協議の機会も持っていない。まず、認可に先立ち、本変更について、社団法人日本音楽著作権協会に対し、主要な使用者団体である当連盟との事前協議を行い、しかるべき後に、再度、著作物使用料規程に関する変更認可申請を行うようご指導頂きたい。

以上の諸点につき、再度、御考慮頂きますよう、意見具申致します。

以上

当連盟では、著作権使用料の不公平感を是正するための活動を、今後も継続的に行って参ります。会員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

歌うことは、健康や人間の脳に良い影響を与える。  
『カラオケは高齢者にとって最高の生涯学習』と、  
宮崎県で活躍する会員さんをご紹介します。

## ～わが店のカラオケと生涯学習～

カラオケスタジオ オーナー 次郎丸 豊丸正次さん (宮崎県出身・48歳)

豊丸正次さんは、平成10年8月、ガン三期の告知を受け、医師から余命半年だと宣告された。8ヶ月の入院、12時間の手術と平成11年4月に退院するまでの抗ガン剤投与で奇跡的に一命は取り留めた。しかし、管理職として勤務していた会社への復帰は体力的に無理と判断、それまで勤めていた会社を辞めざるを得なかった。生活力もなく、家族とも別れ全てをなくしたものの、入院中たたくさんの友人に励まされたからこそ自分の今の命はあるのだと考え、「残りの人生は何か社会のためにすることをしたい。病氣の人を励ましたい。それが自分に与えられた使命」と考えるようになっていた。

そんな時、友人から「スナックをやれば」との誘いにカラオケが浮かび、直感的にコレだ！と閃いた。「自身、歌に励まされれば力づけられたいし、歌うことが健康維持に役立つことは身をもって体験した。これが、らの高齢化社会、

健康カラオケ  
歌い放題★飲み放題  
2,000円!  
予約受付時間  
カラオケスタジオ次郎丸  
09586122-8888

お年寄りも気軽に歌える場を提供することが社会貢献にもつながるのでは、と考えたわけです。

カラオケスタジオ「次郎丸」を平成11年6月にオープン。元気な高齢者が来店しやすいように、夜だけでなく予約でお待ちも12時30分～17時迄営業。弁当等「持ち込み自由」とし、低料金で歌い放題とした。また、店で使用する水にもこだわり、自分で体験済みの身体を元気にする純水「逆浸透水」を使用した大変喜ばれている。高齢者が入りやすい店を心掛けた結果、70歳以上のお客様が多数来店し、当初の目的はひとまず達成。

さらに「カラオケは生涯学習」の啓蒙と、カラオケを通して更なる社会貢献を目的に、舞踊をする友人等と歌仲間6名で、平成11年10月から月2回、ボランティアで近郊の老人ホーム慰問を始めた。慰問でお年寄りと接する機会が増える度に、実際に気軽に歌える場が少ないことを知り、もっと高齢者がカラオケに参加する機会を増やしてあげたいと思うようになった。

今年6月2日に、誰でも参加できるカラオケ発表会を、都城市民会館で開催する。チケット売上の一部をチャリティ



一に充て、都城市社会福祉協議会に寄付する予定。さらには8月6日には昨年に行き続き、都城市の祭イベントに参加し、路上にカラオケの舞台を設置し、たくさんの方に歌って頂く予定。

現在、店舗の看板にカラオケ使用者連盟会員の文字と、都城市のシンボルマークを入れ、「カラオケは生涯学習」、「カラオケ文化による地域の活性化」と提唱する豊丸さん。カラオケスタジオ「次郎丸」を通して社会貢献活動の輪が広がっている。

### 飲食店経営者のための顧客獲得講座

Vol.2

人生の中では、たくさんの人と出会う機会がある。その中には、たった一度きりしか会う機会がないという人もいるだろう。「一期一会」という言葉があるように、もう二度と会うことはできないと思った時、その人のことをもっと知りたいたいという興味が出てくる。子供でも、自分の興味のあることなら真剣に取り組むが、それ以外のことにはそっぽを向く。それと同じで、興味さえ持てれば人の話も上手に聞くことができようになるのだ。

## 話の達人になる法

経営コンサルタント 剣持 亘

しかし、人間には好き嫌いというものがある。例えば、初めてのお客様が来店された時に、好きなタイプだと笑顔も出るだろうが、嫌いなタイプだとつい苦手意識を持ってしまふ。これは、ある程度は仕方のないことかもしれない。

苦手な相手にでも興味を持つことができれば、自分のモノサシ、つまり物事の判断基準や考え方を、さらに大きくしていくことができるようになる。

そうして自分の興味の幅を広げていけば、それは必ず自分自身の財産になる。

また、もう二度と会えないと思えば、どんななお客様の話でも、それなりに味が出てくるものだ。その時に、相手にとっても興味をひく話題、会話を提供できればさらに広がりを持つ。

結局、意思の疎通は言葉で行うから、ボキャブラリー（語彙）を増やすことが重要なのだ。そのためには、テレビより本や雑誌など活字に親しむことが大切である。

普通、生活をしていく中で一日に使う言葉は1000語足らずだと言われるが、語彙を豊富に持つことで、様々な表現ができるようになる。つまり、相手に伝えたことを、何通りにも表現できるわけだ。そのようにできれば、お客様に合わせた、興味ある話題を幾通りも提供できるのではないだろうか。

# Topics

## JASRACとの交渉経過

当連盟では、著作権使用料に係わる不公平感正を目的に、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と継続的に交渉しています。第4回合会を昨年12月2日、第5回を本年2月29日に行いました。出席者は、JASRA C側が業務本部・加藤副本部長をはじめ

め同演奏部・三津木部長らご担当者、当連盟からは毛塚理事長のほか、岩切（東京都）、浅尾（埼玉県）、平石（神奈川県）の3会長が折衝担当として協議に当たっています。

JASRACの著作物使用料規程取扱細則に基づき、他団体にあって当該団体にはない著作物使用料割引について、文化推進事業および全国組織の要件と

して会員数・都道府県別の組織化は既に完遂している旨報告し、早期適用を要求しました。

JASRACとは、今後も継続して本件についての交渉を続けて参りたく考えております。会員各位におかれましては、同業他店に対する著作権法の啓蒙・普及活動へのご協力にご努力賜りますようお願い申し上げます。

# あなたの街の生涯学習

カラオケ使用者連盟のテーマ「カラオケは生涯学習」に、日頃より深いご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございます。生涯学習をより身

近なものとして会員の方々に受け止めて頂く為、全国の地方自治体の生涯学習についての窓口をご紹介します。

- 北海道教育庁生涯学習部社会教育課 .....011-231-4111 (内線35-567)
- 青森県教育委員会生涯学習課 .....0177-34-9890
- 秋田県教育庁生涯学習振興課 .....018-860-3185
- 岩手県立生涯学習推進センター  
生涯学習電話相談「マナビーコール」 .....0198-27-4563
- 宮城県教育委員会生涯学習課 .....022-211-3654
- 山形県生涯学習センター .....023-625-6411
- 福島県教育庁生涯学習課 .....024-521-7784
- 新潟県教育委員会生涯学習推進課 .....025-285-5511 (内線3895)
- 新潟県立生涯学習推進センター .....025-284-6110  
<http://www.lalanel.gr.jp>
- 長野県教育委員会生涯学習課 .....026-235-7438
- 長野県生涯学習推進センター .....0263-53-8822
- 群馬県教育委員会生涯学習課 .....027-223-1111 (内線4131~4)
- 群馬県生涯学習センター .....027-224-5700
- 栃木県教育委員会事務局生涯学習課 .....028-623-3408
- 栃木県生涯学習ボランティアセンター  
(栃木県総合教育センター内) .....028-665-7207
- 茨城県教育庁生涯学習課 .....029-301-5322
- 茨城県水戸生涯学習センター .....029-228-1313
- 東京都教育庁社会教育課 .....0-3-5321-1111 (内線54-441)
- 神奈川県教育庁生涯学習課 .....045-201-1111 (内線7318~20)
- 神奈川県生涯学習情報センター .....045-312-7321  
<http://www.planet.pref.kanagawa.jp>
- 千葉県教育庁生涯学習部社会教育課 .....043-223-4070
- 埼玉県教育委員会生涯学習課 .....048-830-6917
- 山梨県生涯学習推進センター .....055-223-1853
- 静岡県教育委員会社会教育課 .....054-221-3163
- 愛知県教育委員会生涯学習課 .....052-961-2111 (内線3947)
- 岐阜県教育委員会生涯学習課 .....058-272-1111 (内線3578)  
<http://www.pref.gifu.jp/s17768/hasshin/index.htm>
- 岐阜県生涯学習センター .....058-277-1149
- 三重県教育委員会生涯学習課 .....059-224-2982
- 三重県生涯学習センター .....059-233-1151  
<http://www.center-mie.or.jp/manabu.htm>
- 富山県教育委員会生涯学習室 .....0764-44-3435
- 富山県民生涯学習カレッジ .....0764-41-8635 (内線231)
- 石川県教育委員会事務局生涯学習課 .....076-223-9405

- 福井県教育庁生涯学習課 .....0776-20-0577
- 福井県生涯学習センター .....0776-41-4200
- 大阪府教育委員会社会教育課企画推進班 .....06-6941-0351 (内線3460)
- 京都市教育委員会生涯学習部社会教育課 .....075-222-3800
- 滋賀県教育委員会生涯学習課 .....077-528-4652
- 奈良県教育委員会事務局生涯学習課 (家庭教育係) .....0742-22-1101 (内線5285)
- 和歌山県教育庁社会教育課 .....0734-41-3722
- 兵庫県立嬉野台生涯教育センター .....0795-44-0711
- 岡山県教育委員会生涯学習 .....086-224-2111 (内線4408)
- 岡山県生涯学習センター .....086-251-9750
- 広島県教育委員会生涯学習課 .....082-228-2111 (内線5014)
- 広島市教育委員会生涯学習振興課 .....082-504-2495
- 広島県立生涯学習センター .....082-262-2411
- 島根県教育庁生涯学習課 .....0852-22-5429
- 島根県立生涯学習推進センター .....0852-32-5933  
<http://www.shogai.pref.shimane.jp>
- 鳥取県教育委員会事務局生涯学習課 .....0857-26-7520
- 鳥取県立生涯学習センター .....0857-21-2288
- 山口県生涯教育センター .....0839-23-3325
- 香川県教育委員会事務局 .....<http://www.pref.kagawa.jp/kenkyouji/生涯学習課> .....087-831-1111 (内線3263)
- 香川県生涯学習情報提供システム .....<http://www.kmn.pref.kagawa.jp>
- 徳島県教育委員会生涯学習課 .....088-621-3151
- 高知県教育委員会生涯学習課 .....0888-21-4745
- 愛媛県生涯学習センター .....089-963-2111
- 福岡県教育庁教育企画部生涯学習課 .....092-651-1111 (内線5103、5104)
- 佐賀県教育庁生涯学習課 .....0952-25-7229
- 佐賀県立生涯学習センター .....0952-26-0011
- 長崎県教育庁生涯学習課 .....095-824-1111 (内線3361~3367)
- 熊本県教育庁社会教育課 .....096-383-1111 (内線6695)
- 大分県教育委員会生涯学習課 .....097-536-1111 (内線5525)
- 大分県生涯学習センター .....0977-22-7763
- 宮崎県教育委員会生涯学習課 .....0985-26-7245
- 鹿児島県生涯学習相談窓口 .....099-286-5345
- 沖縄県教育委員会生涯学習振興課 .....098-866-2746

## 「カラオケ使用者連盟」入会のご案内

平素は「カラオケ使用者連盟」の活動に深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。ご承知の通り当連盟は「生涯学習の場としてのカラオケ施設利用促進」「カラオケを通じた文化振興活動の推進」「カラオケ使用者を取り巻く諸問題の解決」などをテーマに、カラオケ設置店による全国組織として活動致しております。会員各位のお知り合いに当連盟の趣旨にご賛同いただける方がいらっしゃいましたら、是非当連盟へのご入会をおすすめいたします。ご入会に関しては右記までご連絡下さい。

カラオケ使用者連盟 本部事務所  
**TEL 03-3495-5695**  
**FAX 03-3495-5694**  
 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-11  
 目黒西口マンション2号館503